

令和 6 年 12 月 16 日

報道機関 各位

中芸広域連合消防本部
消防長 竹内 誠祥

消防団員の年額報酬に係る源泉徴収額の計算誤り及び給与支払報告書の記載誤りについて

消防団員に対して支給している年額報酬について、源泉徴収額の計算方法に誤りがあり、所得税を多く課税していました。また、各市町村に提出する「給与支払報告書」の記載内容に誤りがあったため、住民税（町村民税・県民税）を多く課税していたことが判明しました。

消防団員及び関係者の皆様に、多大なるご迷惑とお手数をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。

1 所得税の源泉徴収額の計算誤り（令和 4 年分・令和 5 年分）

（1）概要

- ・消防団員に対して支給している年額報酬は、支払いの際に所得税を源泉徴収し、税務署に納付しています。所得税の計算方法は、令和 4 年 3 月 31 日までは年額報酬が 5 万円以下は非課税、5 万円を超えた場合は全額が課税対象とされていました。
- ・令和 4 年 3 月 31 日に「非常勤消防団員の報酬等の基準」等の一部改正があり、令和 4 年 4 月 1 日からは 5 万円を超えた場合は 5 万円を超えた金額のみに課税すべきところ、令和 4 年 4 月～令和 5 年 3 月分の報酬については、誤って 5 万円を超えた場合は従来通り全額を課税対象として算定したため、所得税を過徴収していたものです。
- ・なお、令和 5 年 4 月分からは正しく課税計算しています。

（2）判明した経緯

- ・消防団員に支給した報酬に係る源泉徴収額の計算誤りについて、他自治体が公表したことを受け、中芸広域連合の状況を調査したところ、所得税を過徴収していることが判明しました。

（3）影響を受ける方

- ・年額報酬が 5 万円を超える団長、副団長、分団長 28 名

過徴収総額 36,382 円（一人当たり 18 円～1,536 円程度）

（4）今後の対応

- ・各消防団（5 消防団）に対しまして、経過の説明及び謝罪を行います。
- ・修正した「源泉徴収票（令和 4 年分・令和 5 年分）」と、お詫びと経過を説明した文書を該当する消防団員（元消防団員を含む）28 名へ送付します。

2 給与支払報告書の記載誤り（確認できる範囲で平成20年分※から令和5年分）

※平成19年分以前は、書類を保管していないため確認できないものです。

(1) 概要

- ・消防団員に発行する源泉徴収票及び町村へ提出する給与支払報告書の「支払金額欄」については、年額報酬が5万円以下の場合、全額非課税であるため「0円」と記載すべきところ、確認できる範囲で平成20年分から令和5年分まで年額報酬の全額を記載していました。
- ・この記載誤りにより、住民税（町村民税・県民税）を多く納付している場合があります。
- ・なお、所得税につきましては、全額非課税として正しく処理しています。

(2) 判明した経緯

- ・消防団員に支給した年額報酬に係る住民税の計算誤りについて、他自治体が公表したことを受け、中芸広域連合の状況を調査したところ誤った取扱いをしていることが判明しました。

(3) 影響を受ける方

- ・年額報酬が5万円以下の副分団長、部長、班長、団員、元消防団員 合計（250名）

(4) 対応

- ・住民税に関しては、前年分の収入が税額計算の基礎となることから、地方税法上の減額の期間制限である5年を遡り、該当する方の居住する市町村に報告しました。
- ・各消防団（5消防団）に対しまして、経過の説明及び謝罪を行います。
- ・また、該当する消防団員（元消防団員を含む）にお詫びと経過を説明した文書を送付します。
- ・居住する市町村において住民税の再計算を行った結果、還付金が生じる場合は、市町村から該当する消防団員に還付等のお知らせを行います。

3 再発防止について

消防本部において、源泉徴収等に関する事務の根拠を再確認し、作業に誤りがないよう適正に事務が執行できる体制を整え、源泉徴収事務の誤りや給与支払報告書の誤記載等の防止の徹底を図ります。

4 中芸広域連合 消防長コメント

このたびの事案が発生しましたことにつきまして、現消防団員ならびに元消防団員及び関係者の皆様に多大なるご迷惑をおかけしましたことに、心よりお詫び申し上げます。

今後、このようなことが発生しないよう、再発防止策を徹底し、細心の注意を払って取り組んでまいります。

【問い合わせ先】

〒781-6410 安芸郡田野町 1440-1

中芸広域連合消防本部

担当 総務係

電話 0887-38-2643

